

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発病した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月に〇会社に入社し、主にコールセンターの管理業務に従事していた。

請求人によると、上司から業務を過度に超えた人格否定を継続的に受けたことで、うつ病を発病したとして、療養補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、本件疾病は、業務に起因することが明らかな疾病とは認められないことから、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

うつ病を発病したのは業務上の事由によるものである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃発病したと認められる。
- (2) 発病前おおむね6か月間における業務による出来事について、請求人は、上司による嫌がらせや人格否定発言と主張しているが、いずれも指導の範囲、冗談めいた発言、あるいは事実関係を確認できない事項であり、これは仕事を巡る方針等において上司との明確な対立が生じたと周囲にも客観的に認識されるような事態には該当しない。
また、上司との対立に関して、その内容・程度が業務指導の範囲を逸脱し、人格や人間性を否定するような言動が認められる場合には、ひどい嫌がらせ、いじめ等に該当するものであるが、そのような事実は確認されない。
上記のことからすると、請求人の主張は、「対人関係のトラブル」、あるいはその他の出来事の類型には該当しないものと判断する。
- (3) 出来事後の状況が持続する程度については、上記のとおり、本件では発病前おおむね6か月間における発病に関与したと考えられる業務関連の出来事が存在しないため、本項目についても該当する事柄が認められないものである。
- (4) 業務以外の心理的負荷と考えられる出来事は認められない。
個体側要因として、既往症として平成〇年〇月〇日以降、〇クリニックで不安障害の治療を受け、平成〇年〇月〇日以降、〇クリニックで不眠症等の治療を受けている事が認められる。
- (5) 以上より、請求人に発病した「F32 うつ病エピソード」は判断指針の要件を満たさないため、業務上の事由により発病したものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃発病したと認められる。
- (2) 請求人の発病前6か月間の勤務状況については恒常的な長時間労働の事実は認められない。
- (3) 請求人の本件疾病発病前、おおむね6か月の間に発病に関与したと考えられる業務に関連する出来事としては、請求人は上司から業務を過度に超えた人格否定を継続的に受けたと主張しており、これについて検討したところ、当事者の上司は、発言そのものはおおむね認めているが、これらの言葉を確認すると、冗談めいた会話中にお互い笑いながらと認識していることから、本件の職場における心理的負荷を受けた出来事等は確認されていない。
また、請求人が同じミスを繰り返した際の上司の言動は、必要な緊張感を持たせるための業務指導の範囲にとらえられる。よって、請求人が主張する人格を否定するような上司の言動・嫌がらせは客観的に確認できない。

したがって、当審査官は、本件の職場における業務による心理的負荷を受けた出来事等は確認できないものと判断する。

- (4) 業務以外の心理的負荷と考えられる出来事は認められない。

個体側要因として、既往症として平成〇年〇月〇日以降、〇クリニックで不安障害の治療を受け、平成〇年〇月〇日以降、〇クリニックで不眠症等の治療を受けている事が認められる。

- (5) 以上のおり、本件は、「判断指針」別表 1 に該当するような業務に関する出来事等は認められないことから、請求人の本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。